

山梨県公報

号外第六十四号

平成十九年
九月十四日

金 曜 日

目 次

監査委員

監査の結果に基づく措置状況……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定により、包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成十九年九月十四日

山梨県監査料徴収回	野 田 金 県	野 田 金 県
回	中 込 幸 元	中 込 幸 元
回	清 水 武 則	清 水 武 則
回	高 野 隆 一	高 野 隆 一

1 監査対象事項
教育委員会に関する委託料及び補助金の執行について

2 監査の結果に関する報告の公表
平成 19 年 3 月 30 日付け山梨県公報号外第 31 号

3 監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>第1 総務課 (1) 富士吉田市立下吉田南コミュニティセンター運営費補助金 ①県事業に対する補助金の支出とな</p>	<p>施設の維持管理等に要する経費については、使用状況に応じて県が負担することとされているため、支出は継続すること</p>

っているもの
吉田高校文化創造館分の光熱水費等を補助金として富士吉田市に交付す方法は適当でない。

とし、平成20年度から支出科目を負担金に変更する。

第2 福利給与課

(1) 腰痛検診委託

①検診の受診率が低調なもの
既往症調査対象者数417人のうち88人を2次スクリーニングの対象とし、その約半数が検診を受診しないのは適当でない。

本検診の趣旨を徹底させるとともに、対象者が受診し易くなるよう、検診機関と協議し、検診期間を2ヶ月から3ヶ月に延長した。
また、中間調査を行うなどして、未受診者への受診指導を強化することにより、受診率の向上を図ることとした。

(2) 県立学校教職員及び教育庁職員の定期健康診断等委託

①競争性のある入札を実施すべきもの
5者による指名競争入札でありながら、年度当初で準備する時間が長いことで4者が入札を辞退している。年度当初すべの入札に対応できる時間的余裕も考慮し同じ条件の中での入札を実施すべきである。

健診日程の調整等により、十分な準備期間を確保した。

第3 学校施設課

(1) 公立学校施設台帳マイクログラフ

△作成業務委託
①公立学校施設台帳を一括電子データ化するべきもの
学校施設図面を除き、当該施設台帳は電子データで文部科学省に提出しているのだから、マイクログラフ化でなく、スキヤナー等も使用し

平成18年度分から、一括、電子データ化して保存している。

<p>一括して電子データ化し保存して行くべきである。</p> <p>(2) 県立学校及び教育施設の夜間機械警備委託</p> <p>① 契約条項を実施と整合させるべきもの</p> <p>平成18年度の契約内容について、契約条項では、工事費は業者の負担とされているが、業務委託の積算内訳をみると工事費が含まれており、実際には県の負担であることから、契約条項と実際の内容が異なっており、適切でない。</p> <p>(3) 県立学校及び教育施設の自家用電気工作物安全管理業務委託</p> <p>① 自家用電気工作物について適時適切な改修等を行うべきもの</p> <p>多くの改修要請事項が未改善のままであるのは適正ではない。</p>	<p>次回契約時に、契約条項を整合と合った表現に改める。</p> <p>保守点検において「至急改善箇所」と指摘された箇所については、緊急修繕を行った。</p> <p>その他の改修要請事項については、緊急度に応じて適切に対応する。</p>
<p>第4 義務教育課</p> <p>(1) エネルギー教育推進事業費補助金</p> <p>① 補助(実践研究)事業に遺漏のないよう指導すべきもの</p> <p>申請書では風力・太陽光発電機設置予定日は8月31日であるが、実績報告書では2月28日となっている。</p> <p>補助金の趣旨は、実践研究事業であり、期間的余裕がない時期での着工・完成は適正でない。実践研究事業が遺漏なく実施できるよう北杜市を指導すべきである。</p>	<p>該当市に対し、今後の事業執行の際、指摘事項に留意するよう文書により指導した。</p>
<p>(2) 英語教員の資質向上研修業務委託</p> <p>① 業者選定方法が適正でないもの</p> <p>随契理由を他の業者のプログラムでは困難としているが、同業他社の研究プログラムの規格・内容等を十分に調査すべきである。</p> <p>② 予定価格調書が業者の提出した見積と項目ごとに同額となっている。経費積算にあたり、適切を期すべきである。</p> <p>(3) 心をたがやす国語力向上推進事業補助金</p> <p>① 事業実績報告書が適切でないもの</p> <p>実績報告書の中にはPTA等他団体が主催したものも含めて報告されている。効果測定などを困難にする要因ともなるので、指導すべきである。</p> <p>(4) 心に元気を育む道徳教育推進事業補助金</p> <p>① 実績報告を的確に行わせるべきもの</p> <p>実績報告で、50校のうち17校については、講演日時、講演名、講演内容が明確になっていないのは適切ではない。</p>	<p>業者の選定にあたっては、同業他社の研修内容や講師の陣容の充実度等、研究プログラムの企画や内容等を十分に調査する。</p> <p>予定価格調書作成にあたっては、研修プログラムの企画・内容と見積書を精査の上、適切な積算を行う。</p> <p>該当市に対し、今後の事業執行の際、補助事業と自主事業を区別するよう指導した。</p> <p>指摘された17校については、講演日時、講演名、講演内容について実績報告の追加資料の提出を求めるとともに、実績報告書の補正を行った。</p>
<p>第5 高校教育課</p> <p>(1) 高校改革プロジェクト作成業務委託</p> <p>① 総価契約とすべきもの</p> <p>アンケート調査表を集約すれば、数量は確定するのだから総価契約と</p>	<p>アンケート回収後の数量確定を以て、総価契約とすよう改めた。</p>

<p>すべき。</p> <p>(2) 県立高等学校授業料等預金口座振替業務委託</p> <p>① 予定額の積算にあたり生徒数等を考慮して行うべきもの</p> <p>5年間同額で推移しているが、機械使用料及び物件費の積算は生徒数が減少しているのだから変動要素を十分考慮して算出すべき。</p>	<p>変動要素を十分考慮するため、(財)経済調査会が市場調査に基づき発行している「積算資料」の関係単価を用いることとした。</p> <p>また、県立学校入学許可予定者数をもって積算することとした。</p>	<p>る。補助事業の今後の方向性を検討すべき。</p> <p>(7) 高校入試プログラム改訂及びベルアデスク設置業務委託</p> <p>① より競争性のある契約とすべきもの</p> <p>1者随契としているが、当該業者でなければできない業務と言えるのか疑問。</p>	<p>ることとした。</p> <p>入札を原則とする契約方法に改善する。</p>
<p>(3) 高等学校芸術文化祭開催費補助金</p> <p>(4) 全国高等学校総合文化祭派遣費補助金</p> <p>(5) 高文連オーケストラ強化育成費補助金</p> <p>① 事業費に見合った助成の仕組みを検討すべきもの</p> <p>補助対象事業の実施について報告書の提出により把握しているが、支出先交付団体の財務資料の提出はななく、収支状況の全体を把握していない。定額補助を見直すべき。</p>	<p>補助団体の財務状況については、今後、適切に把握し、補助事業の適性などの判断等に役立てることとする。</p> <p>なお、芸術関連事業は定量的に補助対象事業費の基準を定めることは難しく、定率補助への移行が一律に馴染むものではないことから、当面の間、定額補助を継続する。</p>	<p>第6 社会教育課</p> <p>(1) 「父親を考えるフォーラム」開催委託 (県私立幼稚園PTA連合会)</p> <p>① 本委託事業の推進を図るべきもの</p> <p>参加者数が低調なものとなっている。</p> <p>本委託事業の効果的な推進を図るべきである。</p>	<p>県私立幼稚園PTA連合会と開催の箇所数、回数、内容等を検討し、父親の参加者の増加を図る。</p>
<p>② 県と連盟の役割分担を明らかにすべきもの</p> <p>教委職員が高文連の事務主に従事している現状は職務専念義務に反するものと考ええる。</p> <p>(6) 交通被災遺児就学奨励費補助金</p> <p>① 補助の必要性について検討すべきもの</p> <p>現在の財団の基本財産は3億円を超える状況にあり、運用実績も順調なことから補助目的は達成してい</p>	<p>教員としての本来の業務と連盟の業務を明確に区分し、連盟業務にあたる時は職務専念義務免除の手続きを遺漏無く行うこととした。</p> <p>平成18年度決算で初めて、県補助金を全額返納した上で、余剰金が生じることとなった。</p> <p>確実な自立まで2、3年を見込んでいるが、自立でき次第、補助金を廃止す</p>	<p>(2) 「父親を考えるフォーラム」開催委託 (県保育所保護者連合会)</p> <p>① 父親の参加者数を把握し効果測定を的確にすべきもの</p> <p>効果測定として父親の参加意識が最も重要な要素となるものであるが、父親の参加者数は把握されていない。</p> <p>本事業のより効果的な執行に資するための工夫が求められる。</p>	<p>監査後、速やかに委託先に連絡し、父親の参加者数を把握した。</p> <p>次回開催にあたっては、父親の参加者数の増を念頭に事業効果を高めていけるよう企画する。</p>
<p>(3) 子どもクラブ活性化事業費補助金</p> <p>① 計画変更申請書及び実績報告書の審査を適切に行うべきもの</p> <p>計画変更申請書と実績報告書との</p>		<p>(3) 子どもクラブ活性化事業費補助金</p> <p>① 計画変更申請書及び実績報告書の審査を適切に行うべきもの</p> <p>計画変更申請書と実績報告書との</p>	<p>厳正な審査を行い、計画変更申請書を補正した。</p>

<p>金額に不一致がある。審査は、厳正的確に行うべきである。</p> <p>(4) 少年海外研修事業「フイールコーリア21」補助金 ①補助金交付要綱を整備すべきもの 要綱上「額の確定」の定めがない。 速やかに整備すべき。</p> <p>(5) 全国地域婦人団体連絡協議会関東ブロック会議開催費補助金について ①的確な審査を行うべきもの 計画変更および決算書の参加者負担金額に誤りがあり、審査は厳正的確に行うべきである。</p> <p>(6) 山梨県立科学館シャトルバス運行費補助金 ①補助対象事業年度の設定に工夫すべきもの 補助金の対象期間を暦年としているが、補助事業者は事業年度を採用している。補助事業者の事務負担が少なくなるようすべきである。</p>	<p>要綱の改正を行い、「額の確定」を定めた。</p> <p>厳正的確な審査を行い、計画変更、決算書を修正した。</p> <p>補助事業者と協議した結果、現在の執行方法が定着しており、事務負担は少ないとの意見であったため、現行の取り扱いとする。</p>	<p>第7 スポーツ健康課 (1) 学校体育団体等関係事業補助金 (小中体連) ①補助団体の会計処理につき指導すべきもの 大会派遣費の収入科目の中に「生徒会助成金」があることは疑問。速やかに改善を指導すべき。</p> <p>生徒会助成金は、実質的に保護者の負担金であることから、科目についても、保護者負担金に改めるよう指導した。</p>
<p>②県と連盟の役割分担を明らかにすべきもの 教員が小中体連の事務に主に従事している状況を速やかに整理し、当該教員が職務専念義務違反に問われることのない仕組みに改めるべき。</p> <p>③守備範囲を明確にし、助成の仕組みを工夫すべきもの 派遣事業の決算額が減額になっても県補助金だけ減額調整していない。適切な仕組みを構築すべき。</p> <p>③役割分担を明確にすべきもの 山梨県高等学校体育連盟の事業(関東高等学校体育大会)に対して補助金を交付しながら、その事業の主催者に県教委が名を連ねる事の意味は深く考えねばならない問題である。</p>	<p>教員としての本来の業務と連盟の業務を明確に区分し、連盟業務にあたる時は職務専念義務免除の手続きを遺漏無く行うこととした。</p> <p>派遣事業については、事業の実績に応じて減額調整するよう補助金交付要綱を改正した。</p> <p>教員としての本来の業務と連盟の業務を明確に区別し、連盟業務にあたる時は職務専念義務免除の手続きを遺漏無く行うこととした。</p> <p>派遣事業については、事業の実績に応じて減額調整するよう補助金交付要綱を改正した。</p> <p>県教育委員会は、本大会が適切に開催されるよう指導助言を行うことから主催者となっているものであり、大会を運営、実施する県高等学校体育連盟との役割は明確に区別されている。 なお、同大会派遣事業に対する補助金については、平成18年度末をもって廃</p>	

<p>また、同大会派遣事業については、決算額の減額に伴い県以外の収入科目は減額調整しているが、県補助金だけ減額していない。適切な仕組みを構築すべき。</p>	<p>止した。</p>
<p>(3) 県立学校児童生徒の健康診断委託 ①健康診断業務報告に欠落があるもの 「HBs 抗原・抗体検査」の項目が入っていないまま支払いが行われているのは適切でない。</p> <p>(4) 県営体育館他自動火災報知器設備等保守点検業務委託 (5) 県営体育館他消火栓設備等保守点検業務委託 ①施設の改善を早急に行うべきもの 火災報知器の2度にわたる不良の報告を受けており、早急に改善すべき。</p> <p>②施設の管理受託者の業務範囲とすべきもの 自動火災報知設備等及び消火栓設備等の保守点検についても管理受託者の業務とすべき。</p> <p>(6) 韮崎射撃場関連事業費補助金 ①射撃場のあり方につき検討を急ぐべきもの 新射撃場の建設を進めるのか民間にその役割を委ねるのか早急に検討すべき。</p> <p>(7) (財)山梨県学校給食会運営費補助金</p>	<p>実施要領中の検査実施通知書の様式に「HBs 抗原・抗体検査」欄を追加し、各学校にあっては受託者からの検査実施通知書の検収を適切に行うよう指導した。</p> <p>不良箇所の修繕を実施した。</p> <p>次期指定管理者選定の際、指定管理者の行う管理業務の中に含めることとした。</p> <p>射撃場はクレー射撃競技の振興・競技力の向上、銃砲所持者の練習射撃の場等として重要な施設であることから、早急に検討する。</p>
<p>(8) 国際スポーツ交流試合運営費補助金 ①補助金額の確定の手続きが適切でないもの バスケットの交流試合の報告書に領収書がないまま額の確定をしているのは適切でない。</p> <p>(9) やまなしスポーツ情報ネットワーク構築委託 ①正確な積算を行うべきもの 詳細な積算は行われておらず、業務ごとの金額の根拠ははっきりしない。情報政策課との連携を図るなど、積算方法の工夫をする必要がある。</p> <p>②契約の履行の確認を行うべきもの 契約目的を達成する性能があるかどうかの検査が行われたことを示す書面がなかった。</p>	<p>平成17年度をもって廃止した。</p> <p>今後、補助事業にかかる支出証拠書類の提出の徹底を図る。</p> <p>県においては、平成19年6月に「山梨県情報システム開発・維持管理・評価要領」を定めたところであり、今後、教育委員会においても、この基準を準用することにより、適正な設計・積算が行えるよう努めていく。</p> <p>「山梨県情報システム開発・維持管理・評価要領」に基づき、システム納入時に受託業者から試験成績表を提出させるなど、システムが契約目的を達成する性能を有するかどうか検証を行う。</p>
<p>第8 財団法人山梨県体育協会への助成及び委託について (1) (財)山梨県体育協会運営費及び事業費補助金について ①運営費、県から県体協への支出のあり方が整理されていないもの 管理運営に要する人件費について</p>	<p>職員人件費の費用配分については、民間との競争性が確保できるように、明確に区分する。</p>

<p>委託料と補助金の2とおりの支出がなされている。民間委託する場合の比較検証の妨げとなる。経済性・効率性を競う公正な士族づくりが求められる。</p> <p>②設計・積算を的確に行うべきもの システム開発後4年を経過しており、業務の種類及び量は把握できていると思われる。それらの情報を活かし設計積算を的確に行うべき。</p> <p>③事業実績報告が適切でないもの 実績報告に各競技団体への振替書のコピーのみが添付されているものがある。事業実績の確認を的確に行うべき。</p>	<p>保守の内容について、具体的な取扱いの仕様書を作成し、保守契約を締結するよう県体育協会を指導した。</p> <p>各団体より提出された実績報告書の内容について、確実に確認できる証拠書類の添付及び的確な検収を行うように県体育協会を指導した。また、県教育委員会においてもその内容についての確な確認を行っていく。</p> <p>過去の事業実績を参考に補助対象事業経費の見直しを行った。</p>	<p>事業団体の会計事務指導をすべきもの 各競技団体は法人格をもたない団体で、代表者の人格を信頼して交付されている。出来得る限り法人化及び会計職員の届出等、会計組織の整備について指導すべき。</p> <p>⑦競技力向上対策費に係る補助の仕組みを見直すべきもの 県が各競技団体にどう配分するか基準を持たず、補助金の受け手である本部の定めた基準を適用して運用している実態は異常と言わざるを得ない。補助事業の仕組み全体の見直しを行うべき。</p> <p>2 委託について (1) 緑が丘スポーツ公園管理運営業務委託について ①設計積算にあたり、市場価格を踏まえた適切なものとすべきもの 委託業務の変更によるものではなく、相手方の人件費増加をそのままの負担とする扱いは妥当でない。</p> <p>②施設の安全管理を的確に行うべきもの スポーツ公園内通路に亀裂が発生しており、手当てしておかないと危険である。対応措置は適時適切に行うべき。</p> <p>(2) 県立本栖湖青少年スポーツセンター管理運営業務委託について ①事業実績を的確に検証すべきもの 消費品費の執行が年度末の3月に</p>
<p>④補助事業の実績に見合った助成とすべきもの 計画事業の35%に満たない事業実績に対し、当初計画の補助金額満額で額の確定を行っているが、その意味は問われなければならない。事業のあり方を検討すべき。</p> <p>⑤競技力向上対策費の執行に関する組織のあり方を見直すべきもの 県教委からの補助金は県体協を通じて県競技力向上対策本部へ交付されるが、本部事務局職員にはスポーツ健康課職員が当たっており、事実上県組織と変わらない状態にある。組織のあり方について見直すべき。</p> <p>⑥競技力向上対策費に係る補助対象</p>	<p>平成19年度中に県競技力向上対策本部の在り方を見直すこととし、補助金については、県体育協会において適切に執行していく。</p> <p>現在、競技団体に対し会計責任者の届</p>	<p>出及び会計事務の指導を行っているが、法人格の取得は40競技団体中38競技団体が未取得である。今後出来得る限り法人化を進めるために、全ての競技団体に法人格の取得を促すとともに、会計事務の指導の徹底を図っていく。</p> <p>県競技力向上対策本部の競技力向上基本計画及び補助金交付の基本方針に算定基準となる項目を定めた。</p> <p>適切な設計・積算を行うとともに、経費の節減等を図るため、平成18年度から指定管理者制度に移行した。</p> <p>危険箇所の修繕を実施した。</p> <p>平成18年度から指定管理者制度に移行しており、消耗品費等日常の管理に必</p>

<p>集中している。契約金額に合わせた執行実績という疑念を持たれかねない。事業実績を的確に検証すべき。</p>	<p>要な経費は指定管理者の計算により計画的に執行している。</p>
<p>(3) ハケ岳スケートセンター管理及び収納事務委託について ①事務の帰属を明確にしたうえで処理すべきもの 管理運営に従事する職員給与が委託料と補助金の2とおりの支出がなされている。県教委と県体協との業務の境界が明確でない。</p>	<p>職員人件費の費用配分については、民間との競争性が確保できるよう、明確に区分する。</p>
<p>(4) スポーツリーダーバンク事業委託について ①制度のあり方を検討する時期に来ているもの バンクの紹介件数はスタート時に比べ低調な状況にある。日体協から県体協への類似の制度との統合等、制度のあり方を検討すべき。</p>	<p>日本体育協会のスポーツ指導者協議会との情報を共有することにより、やまなしスポーツ情報ネット上のスポーツ指導者バンクの情報の充実を図るとともに、利用者への周知を図る。</p>
<p>(5) スポーツプログラマー養成事業委託について ①人材の有効活用を図るべきもの スポーツプログラマーは 201 名が資格を取得している。しかし平成 14 年度以降登録名簿は作成していない。せっかく育成した人材の活用を図るべき。</p>	<p>登録者に了解を得た上で、スポーツ情報ネットのスポーツ指導者バンクに掲載して活用を図っている。</p>
<p>②契約締結何書と契約書に内容の違いがあるもの 契約締結何書と契約書の内容が異なる。職員の指導を徹底すべき。</p>	<p>契約事務について、職員の注意を喚起するとともに、決裁過程でのチェックを徹底した。</p>
<p>(6) 山梨県広域スポーツセンター育成</p>	<p>モデル事業委託について ①事業の整理が必要なもの 平成 17 年度の執行残は同種の事業を日体協からの委託事業で執行したことによる。整合性のある体制を整えるべき。</p> <p>第9 総合教育センター (1) 無停電電源装置保守業務委託 ①実効性のある見積合せとすべきもの 業務委託にあたって委託に関する設計が行われた形跡がない。的確に予定価格を積算すべき。</p> <p>②契約履行の丸投げが疑われるもの 無停電電源装置保守点検表の作成者は受託者ではない。丸投げされているとすると問題である。調査の上適正な処理をすべき。</p> <p>(2) 入室管理設備保守業務委託 ①実効性のある見積合せとすべきもの 予定価格調書の作成を省略し、業者見積をそのまま使用しているが、調書の作成を省略することは予定価格を定めることを省略しているものでない。このことを改めて確認し、指導すべき。</p> <p>②契約履行の丸投げが疑われるもの 点検業者名は受託者のものではない。丸投げされているとすると問題である。調査の上適正な処理をすべき。</p>
<p>日本体育協会クラブ育成アドバイザーと広域スポーツセンター事務局職員の業務内容及び役割分担を明確にし、事業の整理を行った。</p>	<p>適切な予定価格の積算をすることともに、業者選定についても見直しを行う。</p> <p>契約内容を遵守するよう契約相手方を指導するとともに、現場確認を適正に行う。</p> <p>適切な予定価格の積算をすることともに、業者選定についても見直しを行う。</p> <p>契約内容を遵守するよう契約相手方を指導するとともに、現場確認を適正に行う。</p>

<p>(3) 中央監視装置保守業務委託 ①業務委託に当たり設計積算を的確に行うべきもの 業者の見積額をそのまま使用して契約している実態がある。 適切に設計積算すべき。</p> <p>(4) エレベーター保守業務委託 ①実効性のある見積合せとすべきもの 見積合わせの見積書提出業者が過去3年間同一である。実効性ある見積合わせとするための工夫が求められる。</p> <p>(5) 山梨県総合教育センター清掃業務委託 ①委託業務の現場確認を適切に行うべきもの 受託者から年間作業計画表、年3回の定期清掃の作業報告の提出もない。委託業務の現場確認を適切に行うべき。</p> <p>(6) 教育情報ネットワーク保守委託 ①不経済支出となっているもの 本来なら一本の契約とすべきところ、二本の契約により不経済となっている。</p>	<p>適切な予定価格の積算をすることで、業者選定についても見直しを行う。</p> <p>適切な予定価格の積算を行うとともに、契約方法の見直しを行う。</p> <p>契約内容を遵守するよう契約相手方を指導するとともに、現場確認を適正に行う。</p> <p>今後は、経済的な契約事務の徹底を図る。</p>	<p>第10 図書館 (1) 図書館情報ネットワークシステム保守業務委託 (2) 図書館ネットワークシステムソフト賃貸借</p>		<p>①保守業務委託契約について債務負担行為とすべきもの。 システム賃貸借契約については、債務負担としておきながら、その保守については単年度契約となっている。債務負担の設定をすべきである。</p> <p>賃貸借及び保守業務に係る経費と委託料から支出されているため、賃貸借経費については「使用料及び賃借料」から支出すべきである。</p> <p>(3) 山梨日日新聞マイクロフィルム化業務委託 ①事務の見直しに努め、早期の事務改善を行うべきもの フィルムネガについては、委託先の山梨日日新聞社に残ることとなり、全額を県費で負担することは妥当と言えない。 平成18年度からマイクロフィルム化は取りやめ、DVD購入に改められているが、今後絶えず事務事業の見直しに努め、早期の事務改善を心がける必要がある。</p> <p>(4) 図書館建物管理業務委託 ①契約事務のチェック体制を見直すべきもの 委託すべき業務が入っていない業務委託仕様書について、どの段階でもチェックできずに、是正されなかったことは適当でなく、契約事務のチェック体制の見直しを早急に見直す必要がある。</p>	<p>賃貸借契約の債務負担行為契約期間の残りが二年間であることから、平成21年度から両契約ともに債務負担行為を設定することとする。</p> <p>平成18年度支出済みについては賃貸借経費の支出科目を「委託料」から「使用料及び賃借料」に科目更正を行った。また、平成19年度の賃貸借経費については「使用料及び賃借料」で支出している。</p> <p>これまでも事務事業の見直しを行ってきたところであるが、今後も早期に事務改善が計られるよう、努めていく。</p> <p>委託すべき業務内容について見直しを行った。 また、県出納局では、平成18年度から教育委員会も含めた出先機関について、財務審査監による会計事務の審査を始めたところであり、これにより、契約事務の指導の徹底が図られている。</p>
---	--	--	--	---	---

<p>②契約条項違反であるもの 再委託禁止条項が定められているにもかかわらず再委託が行われており、契約条項違反の状態となっている。</p> <p>県の委託に係る契約条項と受託業者の委託業務処理との間にずれがあっても気が付かない状態があるので、職員の指導を徹底すべきである。</p>	<p>専門的習熟技術が必要なため一部外注とせざるを得ない点検項目等について確認し、再委託に関して新たに覚え書きを取り交わした。</p> <p>また、保守点検業務の委託契約締結時には、外注の有無を確認するよう職員への周知を図った。</p>	<p>第11 美術館</p> <p>(1) 映像音響設備保守委託 設備の維持管理コストの低減を検討すべきもの 総合実習室の映像音響設備を15年前の機械にしばられ維持管理にコストをかけることは合理的とはいえない。専用映像音楽ソフトをDVD化し設備維持費用を低減すべき。</p> <p>(2) 照明設備保守業務委託 (3) 照明設備保守業務委託 競争性をもった契約とすべきもの 展示室内照明設備保守を分割して契約しているが、一本化し競争性のある契約方式とすべき。</p> <p>(4) 清掃委託 より競争性のある契約方法にすべきもの 過去5年間は、指名業者を1者増やしただけで業者の変更がない。一般競争入札を行うか、指名業者を入れ替え、競争性を確保すべき。</p> <p>(5) 庭園管理委託 より競争性のある契約方法にすべきもの 過去3年間指名業者の変更はなく、落札業者は同じである。一般競争入札を行うか、指名業者を入れ替え、競争性を確保すべき。</p> <p>(6) 設備管理委託 より競争性のある契約方法にすべきもの 過去3年間指名業者の変更はなく、落札業者は同じである。一般競争入札</p>
<p>(5) エレベーター保守業務委託 ①緊急時における対応の徹底及び利用の制限をすべきもの 老朽化によりエレベーター乗降時にフロアとエレベーターかご部分の間に段差が生じたり、ドア開閉時の障害物感知センサーの反応が鈍いなどの不具合があった。安全確保のため、緊急時対応マニュアル等を作成すべきである。 また、事故防止のため、メンテナンスを的確に行い、場合によっては利用者の使用制限を検討すべきである。</p>	<p>エレベーター緊急時対応マニュアルを作成し、周知した。 また、月2回のメンテナンスの他、必要に応じメンテナンスを実施する。</p>	<p>契約を一本化するとともに、複数業者から見積もりを徴するなど、競争性のある契約とした。</p> <p>契約期間を3カ年とするとともに、一般競争入札を実施した。</p> <p>契約期間を3カ年とするとともに、指名業者の変更を行い、競争性を確保した。</p>
<p>(6) 書誌データ作成業務委託 ①契約の方法に工夫が求められるもの 図書館電算システムの稼働に伴い、県下の市町村が書誌データ(TRCマーク)を使用している。県下の市町村図書館が足並みを揃えて、より良いサービスを安価に享受できるように取り組みをすべきである。</p>	<p>全県下の図書館が情報交換を行い、よりよいサービスを安価に享受できるように、検討を重ねていく。</p>	<p>指名業者数を増やし、競争性を確保するとともに、契約期間3カ年の長期契約とした。</p>

を行うか、指名業者を入れ替え、競争性を確保すべき。

第12 博物館

(1) 駐車場管理業務委託

実態把握に基づき柔軟な契約が望まれるもの
駐車場の利用実態を把握し、必要な範囲を超えた業務委託とならないよう柔軟な対応が必要である。

(2) 開館記念特別展演示業務委託

予定価格の決定方法については正改善すべきもの
予定価格積算において値引率30%としているが、設計・積算を点検し、調整を要することなく適切に行うべきである。

(3) わいわいミュージアム開催業務委託

(4) 収蔵品ゆかりの地ツアー業務委託
(5) 県立博物館交流拠点形成事業委託
① 契約の核に関する部分を整えるべきもの

委託契約書に事業処理方法として「別添県民参画事業実施委託要綱を遵守の上、処理する」としているが、契約書に要綱が添付されていない。契約書の一部として整え遺漏のないようにすべきである。

② 事業完了報告書により具体的内容を求めるべきもの
事業完了報告書に開催日、ツアー

過去の入館者数実績に基づき、多数の来館者が予想されるゴールデンウィークや県民の日等に限定し、業務委託を行っている。

演示業務委託の設計・積算について、作業費等の市場価格を調査するなど、事務処理を改善した。

契約締結の際、契約書の一部として要綱を添付することとした。

事業完了報告書について、適切な報告内容となるよう、受託者に対し、要綱の内容を十分に説明するなどの指導を行っ

コース及び参加人員の記載がないなど事業内容の報告が抽象的で具体性に欠けており適切でない。
要綱の定める正式な事業完了報告書によって報告を求めるべきである。

(6) 企画展演示業務委託

予定価格の算定を適正に行うべきもの
予定価格積算において値引率30%としているが、設計・積算を点検し、調整を要することなく適切に行うべきである。

また、受託業者は常設展示業務受託者であり、競争入札が公正という評価を受けられるか疑問なしとしない。

(7) 民俗芸能公演に係る公演場設営及び運営業務委託

(8) 民俗芸能公演に係る公演場設営及び運営業務委託
企画立案を周到に行い効率的な契約をすべきもの
3回の公演を2件に分け契約している。重複する業務も多く、一の契約であればより公正で、効果的、経済的な委託契約ができた可能性が高い。

(9) 消防設備等点検業務委託

予定価格算定の適正性を検証すべきもの
予定価格積算に当たり人件費単価の選定根拠が不明確であり、また値引率20%としているが設計・積算を点検し、調整を要することなく適切に行うべきである。

た。

演示業務委託の設計・積算について、作業費等の市場価格を調査するなど、事務処理を改善した。
また、競争性を確保するため、一般競争入札を実施した。

事業の企画立案を計画的に行うことにより、効率的な予算執行に努める。

設計・積算にあたり、作業費等の市場価格を調査するなど、事務処理を改善した。

<p>第13 考古博物館 (1) 第23回特別展会場夜間警備業務委託 1者随意契約で再委託をしているもの 機械警備業務受託会社との連携を理由に1者随意契約を行ったが、契約書では再委託が可能となっており、実際に再委託されている。 警備業務においては再委託するような取り扱いは妥当ではなく、再委託条項を検討すべきである。</p>	<p>平成18年度の第24回特別展以降、受託者が直接警備員を配置するよう改め、契約書から再委託条項を削除した。</p>	<p>されていないもの 日報で作業従事者の人数しか把握しておらず、それらの資料の保管体制にも問題がある。委託業務については、全てについて監督責任を有することを再認識すべきである。</p> <p>②業務委託契約の履行確認を的確に行うべきもの ふみの池及び水路清掃業務委託が契約上の「衛生的で快適な使用のできる状態」になっていないまま、契約金額全額が支払われた。達成状況を的確に検査すべきである。</p>
<p>第14 文学館 (1) 文献システムに入力する書誌情報(和書)作成委託 契約書上、契約単価を簡潔に表示すべきもの 契約書に添付の積算書、契約単価及び仕様書が混然として契約単価が読み取れない。契約単価を簡潔明瞭に表示すべきである。</p> <p>(2) 文学資料の撮影(春・企画展)委託 契約書の内容に欠落があるもの 契約書に添付の仕様書には、具体的な業務指示が記載されていない。契約書に必要な事項が備わっているか確認を行うなど万全を期すべきである。</p> <p>(3) 文学館清掃業務委託 (4) 芸術の森公園清掃業務委託 ①委託業務に対する監督が適切にな</p>	<p>仕様書を整理し、契約書中に契約単価を明記することとした。</p> <p>仕様書に個々の資料名や具体的な指示を明記することとした。</p> <p>警備室及びタイムカードを確認すると</p>	<p>(5) 芸術の森公園植栽管理業務委託 契約変更での対応が適切でないもの 2月に変更契約がなされ、業務内容が大きく変更増されているが、契約変更で対応できる範囲を超えており、契約事務の公正性・透明性を損なうものである。</p> <p>(6) ふみの池及び水路清掃業務委託 常時、衛生的で快適な使用状況にしておくべきもの 年1回のふみの池及び水路清掃業務委託の範囲が、別契約の清掃業務委託エリアにも入っている。しかも衛生的で快適な状態が確保できていない。</p> <p>(7) 企画展『赤い鳥』と『少年俱樂部』の世界』展示作業委託 委託業務、作業工程等を具体的に記載した仕様書を作成すべきもの 仕様書には具体的な業務の記載がなく、また過去5年間1者随意契約で、</p> <p>ともに、作業日報に氏名を記入させるなど作業従事者の適切な把握を行う。 また、資料保管体制の改善も図った。</p> <p>委託業者と確認書を取り交わし仕様基準を明確化した。 また、検査、検収を徹底する。</p> <p>適正な事業計画に基づく業務執行に努め、見直しが必要な場合は、変更契約でよいか、新規契約にすべきか適切に判断していく。</p> <p>別契約の清掃業務との業務範囲の区分を明確化した。 また、検査、検収を指導する。</p> <p>仕様書には業務内容、作業工程等を具体的に記載し、予定価格についても、作業工程等をもとに、適正に算出するよう改めた。</p>

<p>業者の見積書の金額を殆どそのまま使用している。適切な価格を算出すべき。</p> <p>(8) 消防用設備の保守点検業務委託 予定価格の積算を的確に行うべきもの 予算額が1,000千円であるため、この金額の枠内に入るよう業者に見積書を作成させている。適正に予定価格を算出すべきである。</p> <p>(9) 設備総合管理業務委託 業務委託に係る積算基準単価を統一して定めるべきもの 予定価格の基準単価が項目ごとに異なり根拠がない。基準単価を統一して定めるべきである。</p> <p>(10) 文学館等の警備等業務委託 施設のロケーションからして総合的に契約をすべきもの 芸術の森、文学館及び駐車場、美術館の警備は、それぞれ別契約としているが、全施設は一箇所にあり一体として委託契約を行うべきである。</p>	<p>調査して得た市場実勢単価・県管財課単価等を参考に、適正な予定価格を算定するように改めた。</p> <p>次期契約から、予定価格は統一した単価で作成する。</p> <p>次期契約から段階的に、一体的な委託契約に改善する。</p>	<p>第15 総括意見 1 補助金について (1) 補助事業の範囲を明確にすべきもの (1) 県の事業への補助金交付とも取れるような補助金があった (2) 管理運営を受託する団体の職員の人件費に補助金を交付しているものなどが見受けられるため、県教委と民</p>	<p>県単独補助金について、今後も、必要性や役割分担、達成度等の面から、不断の見直しを行っていく。 また、職員人件費の費用配分については、民間との競争性が確保できるよう、</p>
<p>問の役割分担を明確にして施策を展開していく必要があると考える。</p> <p>(2) 事業助成の仕組み合理化すべきもの 競技力向上対策費助成の仕組みとして、県教委から県体育協会を通して、スポーツ健康課職員等が従事する県競技力対策本部を経て各競技団体に助成されるという現行の方式に合理性を見いだすことは困難と考える。 この補助事業の仕組み全体の見直しを行うべき</p> <p>(3) 業務の性格を明確にすべきもの 団体事業と位置づけ、県小中学校体育連盟、県高等学校体育連盟へ助成を行っているが、連盟の業務には教員が従事している。 業務の帰属を明らかにし、仕組みの明確化をすべき。</p> <p>2 補助事業から委託事業への変更について (1) 事業補助から委託事業への見直しにより成果を挙げているもの 教職員互助会補助金については、見直しを行い委託事業に再編成して事業執行する方式に変更した結果、経費節減を実現しており、評価できる見直しといえる。</p> <p>3 業務委託について (1) IT関連の業務委託について システム構築に携わった業者にメン</p>	<p>明確に区分する。</p> <p>平成19年度中に県競技力向上対策本部の在り方を見直すこととし、補助金については、県体育協会において適切に執行していく。</p> <p>教員としての本来の業務と連盟の業務を明確に区別し、連盟業務にあたる時は職務専念義務免除の手続きを遺漏無く行うこととした。</p> <p>県においては、平成19年6月に「山梨県情報システム開発・維持管理・評価要</p>		

テナンスを委託し、それが長年にわたって継続されている。
地方公共団体の契約は原則として競争入札によるべきものとされていることから、この分野の「設計積算基準」を早急に定め、契約金額等の合理性を検証することができる仕組みを構築すべき。

(2) 契約事務についての指導を徹底すべきもの
前年度の契約価格をそのまま当年度の予定価格にしてしまう例が余りにも多く見受けられた。
契約事務の基本に立ち返った指導が必要と考える。

(3) 業務委託の設計・積算基準を定めるべきもの
業務委託は、金額が小さいものであっても、業務委託の要素を分析して設計積算するという本来の手順を踏む必要があると考ええる。

(4) 予算計上をより工夫すべきもの
委託費を含む経常費予算は標準費用方式で計算されているが、経常的に執行残が生じている。
施設管理に係る委託費については、積算にて予算計上する方法を組み合わせるなど検討し、予算・実績の乖離が少なくなるよう努力すべき。

領」を定めたところであり、今後教育委員会においても、この基準を準用することにより、適正な設計・積算が行えるよう努めていく。

県出納局では、平成18年度から教育委員会も含めた出先機関について、財務審査監による会計事務の審査を始めたところであり、これにより契約事務の指導の徹底が図られている。

業務委託の内容に沿った的確な設計積算を行う。

標準経費方式は、過去の執行実績を勘案して、各部の経常経費の総額を職員数・施設面積・公用車台数等の基礎数値と標準単価により積算し、各節へ予算額として計上するもので、効率的な予算編成事務を行うため採用している。
使用する標準単価は、臨時的緊急的な事案にも対応できるように算定しており、算定にあたっては、前年度の執行実績や環境保全率先行動計画の目標数値等を参考に、毎年度見直しており、今後もこうした見直しを通じて、適切な規模の予算計上を図っていくものとする。

また、各節への計上についても、予定される支出額を精査し、適切な計上を図っていくものとする。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番